

新館における展示・学習について (たたき台)

資料3 令和5年2月10日(金)
第8回 魅力ある新国立公文書館の
展示・運営の在り方に関する検討会

【整理していく事項案】

- 展示の目的
- 展示のターゲット、内容、手法に関する方針
- 常設展示、企画展示、シンボル展示の方針
- 展示5室の活用の方針
- 学習機能の在り方
- 展示5室以外の活用の方針
- 憲政記念館など他の機関との連携
- 展示室等のイメージ
- 展示・学習に関する運営体制、その他の検討事項

展示の目的

【展示の目的の整理】

公文書の意義・重要性を伝える。

公文書を保存し、将来に残す意義・重要性を伝える。
(国立公文書館の役割を含む)

歴史公文書等を通じて、
我が国の歴史や政策の成り立ちを伝える。

展示の目的

【目的】 公文書の意義・重要性を伝える。

- 公文書管理は民主主義の基盤であり、国の適切な運営のためにも必要不可欠なもの。「公文書」の重要性そのものに対する理解を深められるセンターであるべき。
- 公文書がどのようなルールに基づいて記録され、残されているかや、記録や文書を基にした政治や行政が行われていることなどが展示に組み込まれていくことが必要。（例えば、閣法の立案から公布・施行されるまでの一連の流れ）
- 日本が文書に基づく意思決定をしていること、記録を残す取組をしていること、国民への公開や利用を確保していることを国内や海外に示す必要がある。
- 公文書や公文書館の存在や意義などを学んで、自ら資料にアクセスしていく力をつけてもらえるような仕組みがあるとよい。
- 政策だけではなく、国民生活に深くつながる文書や日本の社会状況を示す様々な資料（統計、データ、映像、写真）が、公文書として記録されていることも重要である。
- 歴史公文書だけではなく、今の公文書を見せる工夫も考えられるのではないか。

展示の目的

【目的】 公文書の意義・重要性を伝える。

公文書管理法第1条（目的）

第一条 この法律は、国及び独立行政法人等の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等が、**健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源**として、主権者である国民が主体的に利用し得るものであることにかんがみ、国民主権の理念にのっとり、公文書等の管理に関する基本的事項を定めること等により、行政文書等の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図り、もって**行政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、国及び独立行政法人等の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。**

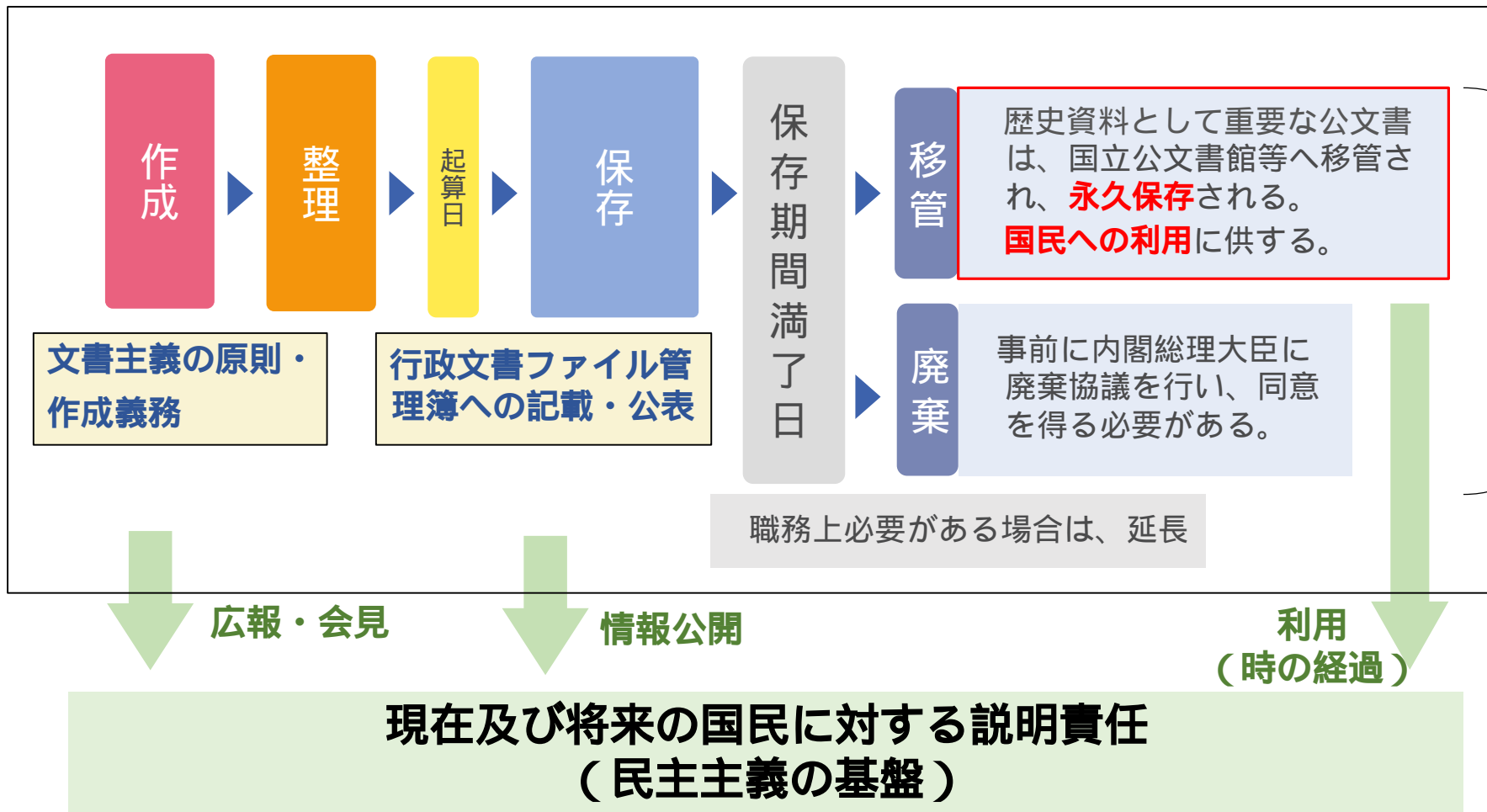
公文書管理法第4条（文書の作成）

第四条 行政機関の職員は、第一条の目的の達成に資するため、当該行政機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該行政機関の事務及び事業の実績を**合理的に跡付け、又は検証することができるよう**、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、**文書を作成しなければならない。**

展示の目的

【目的】 公文書の意義・重要性を伝える。

<行政文書のライフサイクル>



国立公文書館が評価・選別の助言

展示の目的

【目的】 公文書を保存し、将来に残す意義・重要性を伝える。

- ・ 将来の国民に対する説明責任として必要である。
- ・ 歴史研究の観点からも重要であり、公文書として記録がなければ、国家の取組が歴史として残らないこともあり、主張もできないこともある。
- ・ 歴史的記録を残していく公文書館の意義、位置づけを展示に組み込んでいくことが必要。アーキビストなど専門職の果たす役割の重要性や、歴史的な資料を守ってきた先人たちを評価し、その努力を広く伝える必要がある。
- ・ 国民生活に深くつながる文書やその時の日本の状態を示す資料（統計、調査、映像、写真）など、幅広い行政活動の記録が残されていることも重要である。
- ・ 資料の来歴（どのような経緯を経て国立公文書館が保有したか）を示すことも重要。
- ・ また、国立公文書館以外にも、外交史料館、宮内公文書館、国立国会図書館、憲政記念館、地方公文書館など、様々な機関で公文書が保存・利用に供されていることも示すことも重要。

展示の目的

【目的】我が国の歴史や政策の成り立ちを伝える。

- ・ 国の三権が集中する国会前庭という立地を踏まえ、国のかたちや国家の記憶を伝え将来につなぐ「場」として機能することを目指す。
- ・ 国立公文書館が伝えるべき日本の歩みとはどのようなものか。

合築される憲政記念館が、明治以降の憲政の歩みを展示することにも留意。

- ・ 国立公文書館が原本を所蔵している文書を展示することに加えて、他の施設の所蔵資料の貸与や複製物と組み合わせることにより、我が国の歴史を分かりやすく伝えるべきではないか。
- ・ 決定した文書だけではなく、そこに至る意思決定過程も示すことも重要ではないか。
- ・ 展示を入口として、国立公文書館等の歴史公文書、地方公文書館等の文書、現用の公文書、国や地方の政治や行政や外交、歴史に関心を広げるような取組や、歴史公文書の検索や利用へとつながっていく取組が必要ではないか。

展示のターゲット、内容・手法に関する方針

【ターゲット】

- 基本的に大人向けの内容としつつ、幅広い層をターゲットとすることが適切ではないか。
- 小学6年生や中学生・高校生などの国会見学のルートにも組み込まれることを念頭に、こうした層を対象とした見学・学習ルートやプログラムを作る必要がある。
- 障害を持つ方に対する配慮が必要（インクルーシブデザイン）。ワークショップも活用。
- 外国人に対しては、日本の歩みとともに、日本が文書を作成し、保存し、公開していることを示すことが考えられる。
- ゆっくり時間をかけて休みながら見られる工夫も必要。

展示のターゲット、内容・手法に関する方針

【内容の方針】

- 「日本の歩み」「公文書の重要性」等を示す常設的・総合的な展示と、時々々のテーマに対応した企画展示・特別展示を実施。また、中核的な文書である日本国憲法などのシンボルとなる文書を展示。
- 国立公文書館が原本を所蔵する文書以外も活用して展示する。
- 文書だけではなく、デジタル資料、映像、写真など様々な分かりやすい資料を展示。（文書だけの展示には一定の限界があるのではないか。）
- 国の活動に関する理解を深めることにつながるよう、体験できる展示（記者会見など）や国の取組に関する物品などの展示も、行うべきではないか。
- 日本の歴史について、客観的でフェアで開かれた展示を行う。

展示のターゲット、内容・手法に関する方針

【手法の方針】

- 展示が<学び> <理解> <関心> につながる**ことが重要**。
- 歴史公文書等や公文書の**重要性、感動、面白さ**などを感じてもらう。
- 特に**重要な公文書は、重みを感じさせる厳粛な設えや保存との両立も重要**。
- 映像資料・文字説明・音声解説・引き出しの活用・デジタルコンテンツ・関連物品などにより、公文書を多角的に展示し、理解の広さ、深さにつなげる。
- 説明員の解説の有無や質によって理解が大きく深まる。カギとなる展示には、ガイドツアーや音声解説があることが望ましい。
- 「Less is more」という考え方もある。
- 対立ではなく、対話を生み出すような開かれた展示も必要。
- 5室あることから、部屋・スペースごとにより、様々な展示手法・展示空間を作れるのではないかと。

展示のターゲット、内容・手法に関する方針



米国国立公文書館 Public Vaults
<https://museum.archives.gov/public-vaults>



英国国立公文書館 The Cabinet Table
<https://www.nationalarchives.gov.uk/about/visit-us/whats-on/exhibitions/the-cabinet-room-table/>



米国国立公文書館 Rotunda for the Charters of Freedom
<https://prolumeled.com/portfolio/item/rotunda-for-the-charters-of-freedom/>



豪州国立公文書館 常設展示「Connection」
Designed and Fabricated by Thylacine Design for the National Archives of Australia Photography by Ben Guthrie
<https://www.thylacine.com.au/who-what/national-archives-of-australia/?portfolioCats=32%2C26%2C15%2C16%2C17%2C29%2C4>

展示のターゲット、内容・手法に関する方針

【デジタル技術の活用について】

- デジタル技術について、例えば、以下のような活用が考えられるのではないか。
 - ・ デジタル化されたコンテンツを閲覧できる展示ツール
 - ・ 展示している文書の補足説明する付随的ツール
 - ・ 自らが興味を持った情報を深掘りし、理解を深めるインタラクティブなツール
 - ・ VR技術など、疑似体験できるツール
- デジタル技術については、公文書の意義・重要性・内容などをより広く、より深く伝えるための手段として、積極的に活用していくべきではないか。諸外国の公文書館もデジタル展示を積極的に活用。公文書そのもののデジタル化が進んでおり、また、展示スペースも拡充。
- デジタル展示の推進により、デジタルアーカイブが充実し、国立公文書館を訪問が難しい人も、展示を見ることができるようになる。また、展示の中で実際に検索・閲覧することで、今後の利用につながる。
- デジタルは、目的ではなく手段。展示ツールとしてふさわしい適切な技術を活用。デジタル技術は日進月歩で、陳腐化も早く、維持・更新の負担も大きくなる可能性がある。一部に最新のものを取り入れつつ、汎用性の高いものを活用していくのが適当ではないか。
- 現在の国立公文書館の展示においても、デジタル展示の効果的な活用について、試行的な検討を進めていくことも考えられるのではないか。

デジタル展示の活用例



トヨタ博物館 動く年表ヒストリーロード



アドミュージアム コレクションテーブル



米国国立公文書館 インタラクティブテーブル

<https://museum.archives.gov/records-rights>



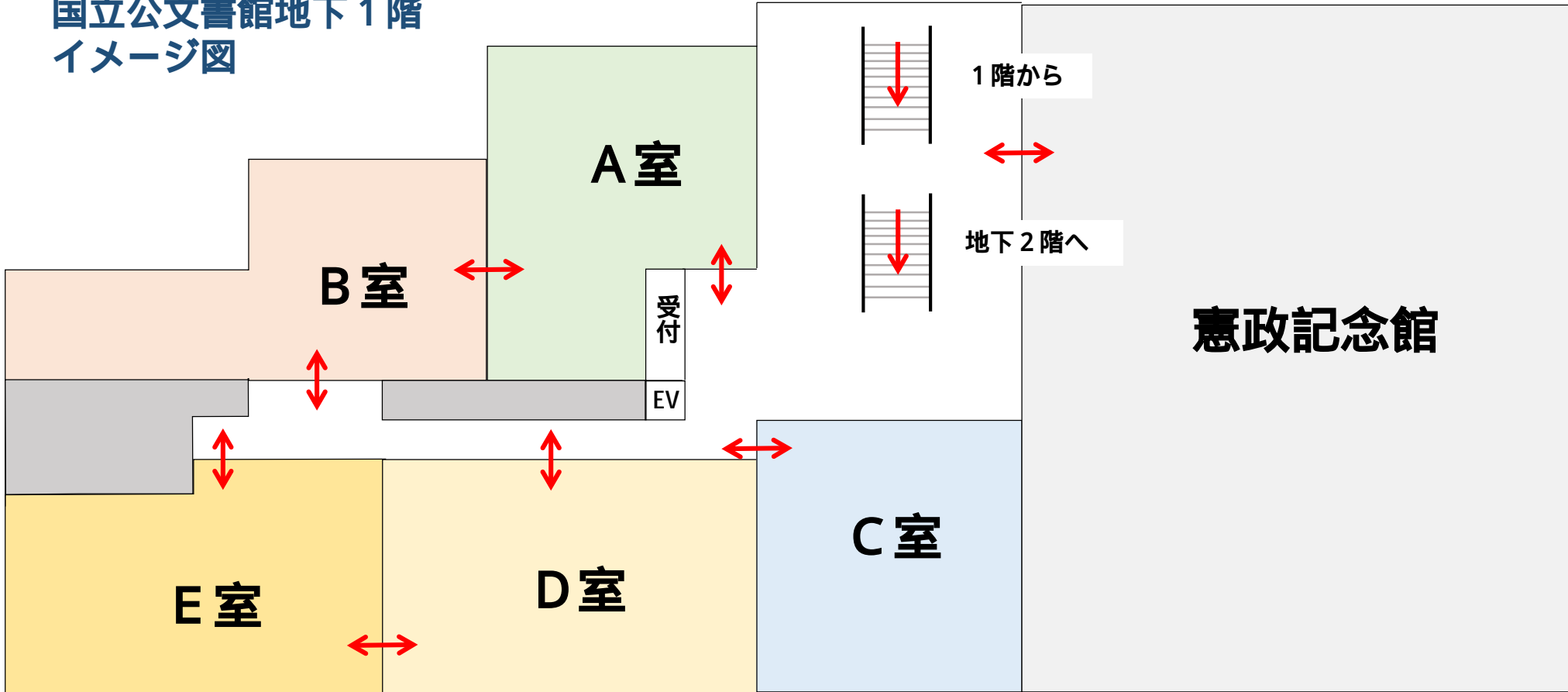
豪州国立公文書館 常設展示「Connections」

Designed and Fabricated by Thylacine Design for the National Archives of Australia Photography by Ben Guthrie
<https://www.thylacine.com.au/who-what/national-archives-of-australia/?portfolioCats=32%2C26%2C15%2C16%2C17%2C29%2C4>

展示5室の活用の方針

地下1階の展示用5室で合計約2000㎡。（現在は400㎡）

国立公文書館地下1階
イメージ図



展示5室の活用の方針

【シンボル展示室】

- C室が、憲政記念館と国立公文書館の境目に位置し、日本国憲法等の文書を展示するのにふさわしいのではないかと。日本国憲法等の原本は、保存の観点から、特別な時期に展示することとしてはどうか。
- 地下1階に階段を降りる際に最初に見える部屋でもあり、憲法を保存する厳肅さに加え、国立公文書館らしさを示す印象に残る設えが必要ではないか。

【常設展示室】

- 動線が連続する2室を常設展示とすることが適当ではないか。
- 現物（原本・複製）の展示、デジタル展示、体験展示・映像・写真などを活用。現物中心の展示とデジタル中心の展示で2室を分けるか、混在する形とするか。

【企画展示室】

- 展示の切り替えの利便性も踏まえ、矩形の2室（D室、E室）程度がよいのではないかと。

学習機能の在り方

次回の検討会において議論。

展示5室以外の活用の方針

次回の検討会において議論。

憲政記念館など他の機関との連携

次回の検討会において議論。

展示室等のイメージ

議論、視察を踏まえて来年度後半に議論。

展示・学習に関する運営体制、その他の検討事項

来年度に随時議論。

- ・ 平日遅い時間、土日、企画展のスケジュール、有料・無料
- ・ 国立公文書館の体制
- ・ 展示における個人情報、著作権、肖像権の取扱い
- ・ 展示のための積極収集

等